

鯖江市結婚新生活支援フローチャート

このフローチャートを使って
支給対象か、補助額はいくらかをみてみましょう。

START

婚姻日は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間ですか？
【婚姻届受理日】令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

no



yes

令和4年中の夫婦の所得の合計額は500万円未満ですか？
【所得金額】※令和5年度所得証明書で確認
夫：_____ 円 + 妻：_____ 円

no

令和4年中に貸与型奨学金を返済し、
夫婦の所得合計金額から控除すると
500万円未満になりますか？

no



yes

yes

婚姻日の年齢の組み合わせを選んだあとに、住宅費用についてお答えください

25歳以下
×
25歳以下

26~29歳
×
25歳以下

26~29歳
×
26~29歳

30代
×
25歳以下

30代
×
26~29歳

30代
×
30代

結婚にともなう住宅費用がありますか？

yes

no

yes

no

yes

no

yes

no

yes

no

yes

no

100万円

40万円

U29夫婦
支援事業
対象

90万円

30万円

U29夫婦
支援事業
対象

70万円

40万円

60万円

30万円

30万円

Sorry
対象外



いかがでしたか？

フローチャートで対象になった方もご不明な方も
まずは電話か窓口にて事前にご相談ください。
その際、給付金の詳細と必要書類のご説明を
させていただきます。
お気軽にご相談ください。

鯖江市役所 こどもまんなか課 0778-53-2224